

平成18年7月改定関係Q & A (経過型介護療養型医療施設関係)

経過型介護療養型医療施設の届出

(問) 経過型介護療養型医療施設に転換したいが、必要な手續として何をいつまでに行えばよいか。

(答) 経過型介護療養型医療施設（経過型（介護予防）短期入所療養介護を含む。以下同じ。）の報酬区分で介護報酬を請求するために、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（別添）に経過型介護療養型医療施設の報酬区分をとる旨を記載し、都道府県知事に提出いただく必要がある。

また、平成18年7月1日から経過型介護療養型医療施設に係る制度は施行されるが、上記届出を同年7月31日までに都道府県知事に提出いただければ、同年7月1日に遡及して介護報酬を算定できることとする。